

改正

平成7年3月20日条例第5号

平成14年9月20日条例第27号

平成17年3月25日条例第6号

平成18年4月1日条例第23号

平成21年3月25日条例第5号

平成22年3月24日条例第9号

平成24年6月19日条例第11号

千歳市民文化センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、千歳市民文化センター（以下「文化センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の構成)

第2条 文化センターは、次の各施設をもつて構成する。

(1) 特別集会施設

ア 大ホール

イ 控室1号、2号、3号、4号及び5号

ウ ア及びイに掲げる各室に付随する施設

(2) コミュニティ供用施設

ア 中ホール

イ 控室6号

ウ リハーサル室

エ 調理教室

オ 美術工芸教室

カ 陶芸教室

キ 和室

ク 多目的室

ケ 視聴覚室

- コ 中会議室1号及び2号
- サ 大会議室
- シ 小会議室1号及び2号
- ス 配膳室
- セ 展示ホール
- ソ プラネタリウム

2 前項に定めるもののほか、美術工芸等の展示、研修及び創作の使用に供するため千歳市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を千歳市千代田町5丁目7番地の1に設置し、次の各施設をもつて構成する。

- (1) 展示ホール1号及び2号
 - (2) 研修室1号、2号及び3号
- （開館時間及び休館日）

第2条の2 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

2 文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日

3 文化センターを休館日に開館し、又は開館日に休館するときは、前条に掲げる各施設ごとに行うことができる。

（使用の承認）

第3条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、文化センターの使用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 第2条第2項に規定するギャラリーの設置目的に反するとき。
- (5) その他文化センターの管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた目的以外に文化センターを使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 附属設備及び備付物品の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項（別表第2に規定する割増使用料を除く。）及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の制限)

第8条 使用者は、文化センターの使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第3条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第3条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第3条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (4) 第4条各号の一に該当することとなつたとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、文化センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、文化センターの使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第12条 教育委員会の承認を受けた者以外は、文化センター及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(入場の拒否等)

第13条 教育委員会は、文化センターの管理上適当でないとする者に対し、文化センターへの入場を拒否し、又は文化センターからの退場を命ずることができる。

(プラネタリウムの運営等)

第14条 プラネタリウムの運営については、教育委員会規則で定める。

2 プラネタリウムに入場する者は、別表第3に掲げる入場料を納付しなければならない。

3 前項の入場料は、入場の際徴収する。

4 市長は、特に必要と認めるときは、第2項の入場料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 文化センターの管理は、教育委員会が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合にあつては、第2条の2第1項及び第2項中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第3条、第4条、第8条、第9条、第12条及び第13条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化センターの使用の承認に関する業務
- (2) 文化センターの建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化センターの運営に関する事務のうち教育委員会が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者が文化センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第18条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第6条第1項及び第2項の規定による使用料の額並びに第14条第2項の規定による入場料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、教育委員会が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第6条、第7条及び第14条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日条例第5号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日条例第 6 号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（平成17年 3 月教委規則第 4 号で、同17年 4 月15日から施行）

附 則（平成18年 4 月 1 日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項並びに別表第 1 及び別表第 3 の改正規定は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市民文化センター条例別表第 1 及び別表第 3 の規定は、平成18年 6 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月25日条例第 5 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月24日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 6 月19日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

基本使用料

（単位：円）

使用区分		時間区分	午前		午後		夜間		全日	
			9：00～12：00		13：00～17：00		18：00～22：00		9：00～22：00	
		市内在住者	市内在住者以外の者	市内在住者	市内在住者以外の者	市内在住者	市内在住者以外の者	市内在住者	市内在住者以外の者	
ホー ル	大ホール	平日	21,000	42,000	31,500	63,000	43,500	87,000	90,000	180,000
		土・日・	25,500	51,000	39,000	78,000	52,500	105,000	108,000	216,000
		休日								

	大ホールホワイエ		6,300	12,600	8,400	16,800	9,900	19,800	24,000	48,000	
	中ホール	平日	7,500	15,000	11,300	22,600	13,500	27,000	31,500	63,000	
		土・日・休日	9,000	18,000	13,500	27,000	16,500	33,000	37,500	75,000	
控室	1号		800	1,600	1,200	2,400	1,500	3,000	3,500	7,000	
	2号		1,100	2,200	1,500	3,000	1,800	3,600	4,400	8,800	
	3号		1,100	2,200	1,500	3,000	1,800	3,600	4,400	8,800	
	4号		1,000	2,000	1,400	2,800	1,700	3,400	3,900	7,800	
	5号		3,300	6,600	4,400	8,800	5,600	11,200	12,800	25,600	
	6号		800	1,600	1,200	2,400	1,500	3,000	3,500	7,000	
	シャワー室(1人)		150	300	150	300	150	300			
研 修・会 議室 等	リハーサル室		2,700	5,400	3,600	7,200	4,500	9,000	10,500	21,000	
	調理教室		3,200	6,400	4,200	8,400	5,000	10,000	12,000	24,000	
	美術工芸教室		1,800	3,600	2,400	4,800	2,900	5,800	6,800	13,600	
	陶芸教室		1,500	3,000	2,000	4,000	2,300	4,600	5,700	11,400	
	和室		2,700	5,400	3,700	7,400	4,500	9,000	10,500	21,000	
	多目的室		1,800	3,600	2,400	4,800	2,900	5,800	6,800	13,600	
	視聴覚室		5,000	10,000	6,600	13,200	8,000	16,000	19,500	39,000	
	操作室(視聴覚室)		1,800	3,600	2,400	4,800	2,900	5,800	7,100	14,200	
	中会議室	1		2,000	4,000	2,600	5,200	3,000	6,000	7,500	15,000
		2		3,000	6,000	4,000	8,000	4,600	9,200	11,400	22,800
	大会議室		7,200	14,400	9,600	19,200	11,400	22,800	27,000	54,000	
	小会議室	1		2,400	4,800	3,200	6,400	3,800	7,600	9,200	18,400
		2		1,500	3,000	2,000	4,000	2,300	4,600	5,700	11,400
	配膳室		900	1,800	1,200	2,400	1,500	3,000	3,600	7,200	
展示ホール		3,200	6,400	4,200	8,400	5,000	10,000	12,000	24,000		
市民 ギャ ラリー	展示ホー ル	1	3,800	7,600	5,300	10,600	6,000	12,000	15,000	30,000	
		2	4,800	9,600	6,800	13,600	7,800	15,600	19,500	39,000	
		1	1,700	3,400	2,300	4,600	2,800	5,600	6,500	13,000	

一	研修室	2	1,800	3,600	2,400	4,800	2,900	5,800	6,800	13,600
		3	3,600	7,200	4,800	9,600	5,700	11,400	13,500	27,000

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者及びこの者で構成される団体をいう。
- 2 市内在住者には、前項に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。
- 3 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の基本使用料は、それぞれの区分の基本使用料を合算した額とする。
- 4 午前、午後又は夜間の時間区分内の使用時間が2時間以内の場合の使用料は、午前については基本使用料の額の100分の80に相当する額と、午後及び夜間についてはそれぞれ基本使用料の額の100分の60に相当する額とする。
- 5 時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過又は繰上げ1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき当該時間区分の前後の基本使用料のうち高い方の基本使用料の100分の30に相当する額とする。ただし、8時から9時までの間にあつては、午前の区分の基本使用料の100分の30に相当する額とする。
- 6 7月1日から8月末日まで及び11月1日から4月末日までの間は、当該使用に係る基本使用料の額の100分の10に相当する額を冷暖房料として徴収する。
- 7 大ホール又は中ホールを使用する場合であつて、準備又は練習のために舞台のみを使用するときの使用料は、当該使用に係る基本使用料の100分の60に相当する額とする。

別表第2（第6条関係）

割増使用料

区分	割増額
1 営利・営業の目的で使用する場合	当該使用に係る基本使用料の100分の100に相当する額
2 名目を問わず入場料を徴する場合で、その額が (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合	当該使用に係る基本使用料の100分の

(2) 3,000円を超える場合	100に相当する額 当該使用に係る基本使用料の100分の200に相当する額
------------------	--

備考

- 1 割増使用料は、基本使用料に加算する。
- 2 「区分1」及び「区分2」ともに該当する場合の割増料は、その合算した額とする。
- 3 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額で算定する。

別表第3（第14条関係）

プラネタリウム入場料

区分		入場料
市内在住者	中学生以下 1人1回につき	無料
	一般 1人1回につき	100円
	65歳以上 1人1回につき	50円
市内在住者以外の者	中学生以下 1人1回につき	100円
	一般 1人1回につき	200円

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者及びこの者で構成される団体をいう。
- 2 市内在住者には、前項に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。